

幕別町保育料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例							改 正 条 例						
○幕別町保育料条例 (平成27年 3 月20日 条例第11号)							○幕別町保育料条例 (平成27年 3 月20日 条例第11号)						
第 1 条～第10条 略							第 1 条～第10条 略						
別表第 1 略							別表第 1 略						
別表第 2 （第 3 条関係） 保育料金表							別表第 2 （第 3 条関係） 保育料金表						
階 層 区 分			保育料の額（月額）				階 層 区 分			保育料の額（月額）			
			3 歳以上児		3 歳未満児					3 歳以上児		3 歳未満児	
			保育標準 時間	保育短時間	保育標準 時間	保育短時間				保育標準 時間	保育短時間	保育標準 時間	保育短時間
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む。）		0 円	0 円	0 円	0 円	第 1 階層	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む。）		0 円	0 円	0 円	0 円
第 2 階層	第 1 階層を除く市町村民税非課税世帯		2, 000円	2, 000円	2, 000円	2, 000円	第 2 階層	第 1 階層を除く市町村民税非課税世帯		2, 000円	2, 000円	2, 000円	2, 000円
第 3 － 1 階層	第 1 階層を除く市町村民税均等割のみ課税世帯		7, 000円	6, 500円	9, 000円	8, 500円	第 3 － 1 階層	第 1 階層を除く市町村民税均等割のみ課税世帯		7, 000円	6, 500円	9, 000円	8, 500円
第 3 － 2 階層	第 1 階層及び第 3 － 1 階層	所得割課税額 48, 600円未満	11, 500円	11, 000円	13, 600円	13, 100円	第 3 － 2 階層	第 1 階層及び第 3 － 1 階層	所得割課税額 48, 600円未満	11, 500円	11, 000円	13, 600円	13, 100円
第 4 － 1 階層	を除く市町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 48, 600円以上 72, 000円未満	17, 200円	16, 700円	19, 100円	18, 600円	第 4 － 1 階層	を除く市町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 48, 600円以上 72, 000円未満	17, 200円	16, 700円	19, 100円	18, 600円
第 4 － 2 階層		所得割課税額 72, 000円以上 84, 000円未満	19, 500円	19, 000円	21, 600円	21, 100円	第 4 － 2 階層		所得割課税額 72, 000円以上 84, 000円未満	19, 500円	19, 000円	21, 600円	21, 100円
第 4 － 3 階層		所得割課税額 84, 000円以上 97, 000円未満	22, 900円	22, 400円	25, 500円	25, 000円	第 4 － 3 階層		所得割課税額 84, 000円以上 97, 000円未満	22, 900円	22, 400円	25, 500円	25, 000円

現 行 条 例							改 正 条 例						
第 5 － 1 階層		所得割課税額 97,000円以上 135,000円未満	26,500円	26,000円	30,200円	29,700円	第 5 － 1 階層		所得割課税額 97,000円以上 135,000円未満	26,500円	26,000円	30,200円	29,700円
第 5 － 2 階層		所得割課税額 135,000円以上 152,000円未満	28,000円	27,500円	34,000円	33,500円	第 5 － 2 階層		所得割課税額 135,000円以上 152,000円未満	28,000円	27,500円	34,000円	33,500円
第 5 － 3 階層		所得割課税額 152,000円以上 169,000円未満	29,000円	28,500円	37,800円	37,300円	第 5 － 3 階層		所得割課税額 152,000円以上 169,000円未満	29,000円	28,500円	37,800円	37,300円
第 6 階層		所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	31,900円	31,400円	51,800円	51,300円	第 6 階層		所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	31,900円	31,400円	51,800円	51,300円
第 7 階層		所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	34,600円 (公定価 格限度)	34,100円 (公定価 格限度)	60,000円	59,500円	第 7 階層		所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	34,600円 (公定価 格限度)	34,100円 (公定価 格限度)	60,000円	59,500円
第 8 階層		所得割課税額 397,000円以上	35,300円 (公定価 格限度)	34,800円 (公定価 格限度)	62,400円	61,900円	第 8 階層		所得割課税額 397,000円以上	35,300円 (公定価 格限度)	34,800円 (公定価 格限度)	62,400円	61,900円
備考 1 ～ 5 略 6 第 2 階層から第 8 階層までの世帯であって、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）が同一世帯で 2 人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第 1 欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第 2 欄により計算して得た額を当該支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、支給認定子どもの属する世帯が 5 に掲げる世帯の場合の第 2 階層、第 3 － 1 階層、第 3 － 2 階層、第 4 － 1 階層及び第 4 － 2 階層における次表の第 2 欄の規定については、「保育料金表」を「5 に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。							備考 1 ～ 5 略 6 第 2 階層から第 8 階層までの世帯であって、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）が同一世帯で 2 人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第 1 欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第 2 欄により計算して得た額を当該支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、支給認定子どもの属する世帯が 5 に掲げる世帯の場合の第 2 階層、第 3 － 1 階層、第 3 － 2 階層、第 4 － 1 階層及び第 4 － 2 階層における次表の第 2 欄の規定については、「保育料金表」を「5 に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。						
第 1 欄			第 2 欄				第 1 欄			第 2 欄			
ア 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童となる支給認定子ども			保育料金表に定める額				ア 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童となる支給認定子ども			保育料金表に定める額			

現 行 条 例		改 正 条 例	
イ 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童から順に 2 人目となる支給認定子ども	保育料金表に定める額×0.5	イ 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童から順に 2 人目となる支給認定子ども	保育料金表に定める額×0.5
	0 円		0 円
(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。		(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	
7 略		7 略	
別表第 3 略		別表第 3 略	